

第4回

サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けた カーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会

事務局資料

2023年1月31日

目次

- (1) レポート案について
- (2) ガイドライン案について
- (3) 今後の進め方について

(1) レポート案について

カーボンフットプリントレポート(CFPLレポート)案の概要

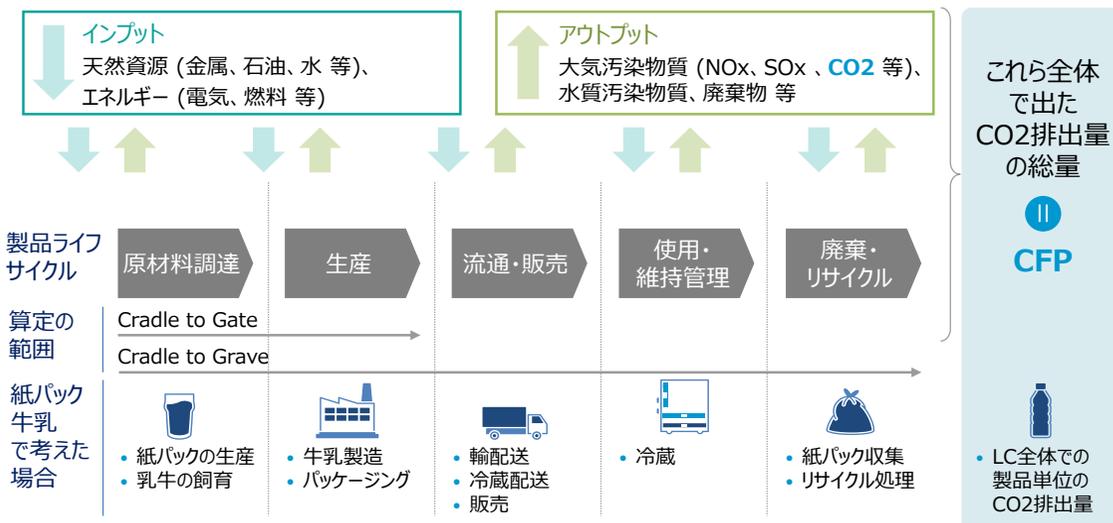
1. 背景・位置づけ

- カーボンニュートラルを実現するため、**脱炭素・低炭素製品(グリーン製品)**が選択されるような市場を創り出していく必要があり、その基盤として**CFPによる排出量見える化**の仕組みが不可欠
- 企業においても、Scope3を含めたサプライチェーン全体での排出量を開示する要請から、**サプライチェーン上でCFPを求める動き**が広がりつつある。また、消費者の環境意識の高まりを踏まえ、**積極的に製品にCFPを表示**する企業も出てきている
- 国際的には、グローバル企業による**グリーン製品の調達行動等**が加速しており、我が国産業界の国際競争力の維持・強化のためにも、**CFPの見える化・削減**を促す必要。

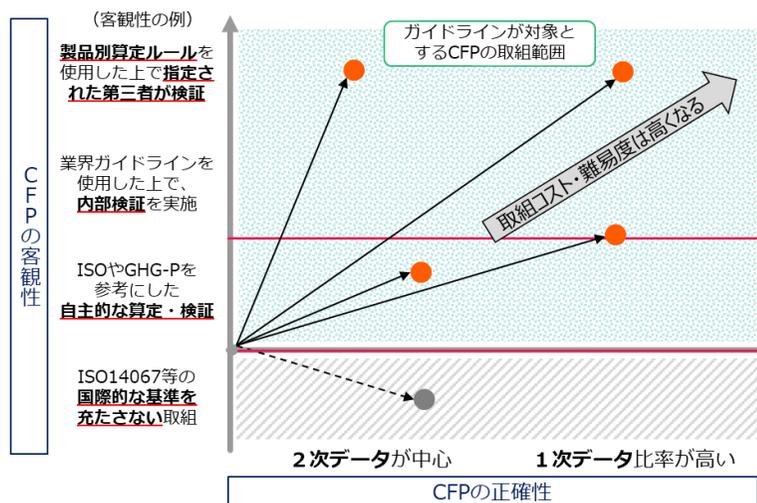
2. CFPの定義・現状

- CFPは、**自社の製品のサプライチェーン上におけるCO2排出量**を、ライフサイクルアセスメント(LCA)の観点から算定したもの
- CFPの算定において、多くの企業が参照しているISOやGHGプロトコルにおいては、**解釈の余地のある箇所や明記されていない事項**があり、企業が独自に算定方法を設定せざるを得ない。このため、**異なる企業間でのグリーン製品の公平な選択が困難**であり、また、**異なる取引先から異なる方法に基づいた算定を求められる**こともある。
- 実務上、現在は**データベースの値(2次データ)を用いた算定が主流**で、**上流側の部素材の排出削減努力は必ずしもCFPに反映されない**。

カーボンフットプリント(CFP)とは製品ライフサイクル全体での排出量の総量



CFPの確からしさを向上させるためには 取組コスト・難易度が高くなる

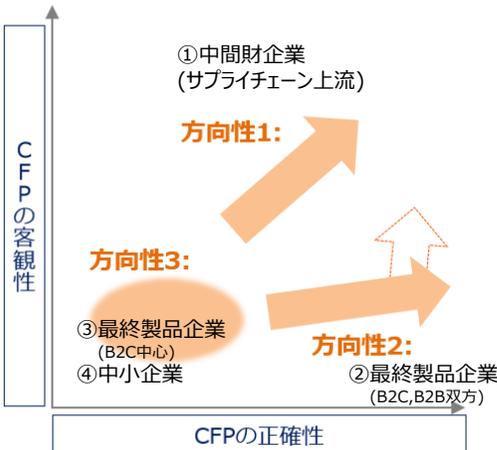


カーボンフットプリントレポート(CFPLレポート)案の概要

3. 産業別の課題・今後の方向性

- ① サプライチェーン上流の企業（鉄鋼、化学等）
 - 多排出産業であることが多く、**排出量可視化や削減の要請**が高まっている。また、顧客企業において**CFPの製品間比較**がされる蓋然性が高い
 - 業界での**製品別算定ルール**の確立による**公正な比較**や、削減努力が反映されるための**1次データ算定、サプライチェーンデータ連携**が重要
- ② B2B,B2C双方のビジネスがある最終製品企業（自動車、電機電子等）
 - 上流に加え、使用段階の排出量も含めた**サプライチェーン全体のCFP算定**が求められている。また、**公共調達等でのCFPの活用**が始まっている
 - CFPの取組は一部グローバル企業で進み、日本企業も取組をリードすることに期待。**裾野の広いサプライチェーン全体の効率的データ共有**が課題
- ③ B2Cが中心の最終製品企業（衣料品、食品等）
 - 欧米を中心にサステナブル重視の消費が進展し、**CFPの開示によるブランディング**の動きが拡大。**消費者に分かりやすい表示ルール**が必要
 - 商品点数が多く製品開発サイクルが短いため、**簡易にCFP算定を行うニーズ**が増大。これまで**CFPに取り組んでいないサプライヤの巻き込み**が必要
- ④ **中小企業**
 - 日本全体の排出量の1~2割弱を占めるが、取組は限定的。他方、**サプライチェーン全体の中でCFPの算定・開示を求められる動き**は拡大
 - 個別企業では対応が難しく、**業界団体やサプライチェーン企業で連携した取組の後押し**が効果的。**削減努力が反映される市場創出**が重要

産業セグメント別の取組の方向性



- 方向性1:** 客観性・正確性を重視
- 方向性2:** 正確性を高めることを重視
(一部製品は客観性も高める必要)
- 方向性3:** 比較的易しい方法で算定する製品数を増やす

4. 今後に向けた政策の論点

- ◆ CFPの取組指針(**CFPガイドライン**)の策定、**1次データ活用の促進**
 - 事業者が参照することで、国際基準に整合したCFPの算定等を行うことのできる取組指針(**CFPガイドライン**)を策定。**優先的に1次データを用いるべき場合を明示**することで、1次データの活用、サプライチェーン全体での排出削減を促進。
- ◆ **政府調達や民間調達**におけるCFPの活用推進
 - 国や地方自治体による公共調達がモデルケースとし、民間企業の調達行動への波及を進める
- ◆ 広く利活用可能な**排出係数の整備**
 - 需要家が**エネルギー(電力・熱等)由来の排出を算定するための排出係数**の整備
 - 輸入原材料や海外サプライヤ**も含む、サプライチェーン上流由来の排出係数の提供支援
- ◆ **製品別算定ルールの策定推進**
 - 例えば公共調達等も念頭とした、公平な算定・比較に必要な製品別算定ルールの策定支援
- ◆ CFPに関する知見を持った**人材の育成**
 - 算定や内部検証を行うCFPに知見を持った社内人材の育成
- ◆ **中小企業の支援**
 - 1次データを用いた算定には中小サプライヤの巻き込みが必要。インセンティブ設計も含めた支援を検討
- ◆ **第三者検証に関する需要拡大**への対応
 - CFPの取組拡大に対応できる第三者検証の供給拡大への検討

(2) ガイドライン案について

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と「**比較されることが想定される場合**」(公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合)の**追加的要件**に整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行える**よう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例

満たすべき要件

基礎要件

- 自社製品のCFPを算定することで、サプライチェーンの中で排出量の多いプロセスを特定し、削減計画を検討する。
- 取引先から、他社製品と比較しない前提でCFPを求められるのに対応して、CFPを算定する。
- 他社製品とは比較できないという前提で自社製品のCFPを算定して表示する。

+

比較されることが想定される場合

- CFPを活用した公共調達
- CFPを活用した民間の調達

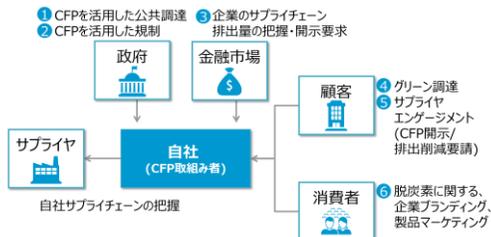
CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、**本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能**となる。また、本ガイドラインが標準となることで、**異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められるといった問題が一定程度解消**されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して**異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記**することで、**業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進**され、**公共調達等にも活用**されることが期待される。
- **優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示**することで、**1次データの活用促進**、ひいては**サプライチェーン全体での排出削減が促進**されることが期待される。

(参考) CFP算定の取組の流れ

Step1 算定方針 の検討

CFPに取組む目的や用途を明確化する



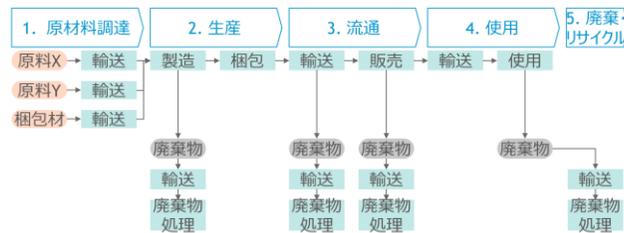
参照するルールを定める

- ISO等の国際的な基準
- 本指針
- 製品別算定ルール/自社ルール

※複数のルールを参照することも可能

Step2 算定範囲 の設定

算定対象製品のライフサイクルを構成するプロセスを明確化



Step3 CFPの 算定

各プロセスのGHG排出量 (吸収量) を計算し、合算

当該プロセスの
GHG排出量



活動量

原材料の使用量、製造にお
ける電力消費量 等



排出係数

活動量の単位あたりGHG排出量

原料調達
における例



製品 1 つあたりの
素材Aの調達量 2.5kg



素材Aの排出係数
12 kgCO₂e/kg

Step4 検証・ 報告

CFPが適切に算定されているかを確認



算定のロジック



データ

CFPの利活用者に情報を提供

製品XXのカーボンフットプリント (CFP) 情報

本製品1枚の原材料調達から廃棄までに発生
する温室効果ガスは、
CO₂ 261kg 相当

CFP算定の
詳細はこちら

工場での製造する際のエネルギー使用量は、
工場全体の電力使用量から按分しています。
原料生産による排出量は国内のデータベースから
算定しており、実際の生産地の状況を把握していない
可能性があります。

(情報提供例)

(3) 今後の進め方について

レポート及びガイドライン公表に向けた進め方

- CFPLレポート及びCFPガイドライン公表に向けては、以下のスケジュールで進めてはどうか。
- 意見募集(パブリックコメント)を踏まえ、3月初旬に1週間程度の書面審議を実施し、
 - CFPLレポートについては、事務局とりまとめ、座長一任
 - CFPガイドラインについては、経産省および環境省において整理とりまとめの上で、3月末を目途に公表してはどうか。

2023年1月31日 第四回検討会 (本日)

テーマ： モデル実証事業の結果報告

「CFPLレポート案」及び「CFPガイドライン案」への意見募集について

2023年2月初旬～
(2週間程度)

レポート案及びガイドライン案についての意見募集

2023年3月初旬

意見募集を踏まえたレポート案及びガイドライン案について (書面審議)

2023年3月末目途

レポート及びガイドラインの公表